

日医発第 2090 号（技術）

令和 8 年 3 月 3 0 日

都道府県医師会担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事

宮 川 政 昭

（公印省略）

指定訪問看護事業者における医薬品の取扱いについて（協力依頼）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医薬局総務課より本会に対し、標記の協力依頼の事務連絡が発出され、周知方依頼がありました。

訪問看護ステーションに輸液の一部を配備可能とすることについては、令和 8 年 1 月 5 日付けで通知「指定訪問看護事業者における医薬品の取扱いについて」（日医発第 1599 号（技術））を貴会宛にお送りし、本件は臨時的な対応であること、及び地域の医師会等への事前の情報提供等の要件をご案内申し上げました。

今般の協力依頼の事務連絡は、同通知が令和 8 年 3 月 1 日に適用開始されたことに伴い、下記厚生労働省ホームページにおいて、一連の流れを示す参考資料等が掲載されたことについて周知を依頼するものです。なお、事前の相談等に関しては、臨時的な対応を行う地域に郡市区等医師会がない場合は、都道府県医師会が情報提供等の窓口となり得ることについても、ご留意いただけますと幸いです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会等への周知に付き、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

■厚生労働省ホームページ（地域における薬局機能に係る体制について）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/00001.html>

以上

事 務 連 絡
令和8年3月24日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医薬局総務課

指定訪問看護事業者における医薬品の取扱いについて（協力依頼）

標記については、「指定訪問看護事業者における医薬品の取り扱いについて」（令和7年12月25日付け医薬発第1225第5号）により各都道府県等宛てに通知した旨お知らせしたところです。

当該通知では、対応開始の前には、医薬品を使用する各患者の在宅療養を担う医師、薬剤師及び訪問看護を行う看護師等による協議や、地域の医師会等の関係団体への事前の情報提供、臨時的な対応を実施する指定訪問看護事業者の報告等についてお示ししております。

今般、当該通知において、厚生労働省ホームページに臨時的な対応にかかる一連の流れを示す参考資料等を掲載する予定としていたこと、運用が令和8年3月1日から適用されたことに伴い、厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/00001.html>）に、運用の詳細等を掲載しましたので、お知らせいたします。

貴会におかれましては、この内容について御了知いただくとともに、貴会会員等に対し周知等の御協力をお願いいたします。